

健 健 発 0203 第 1 号
令 和 3 年 2 月 3 日

日本慢性期医療協会会長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲について

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築につきましては、「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」(令和3年1月8日付け健健発0108第2号厚生労働省健康局健康課長通知)において、御協力をお願いしたところです。

今般、同通知別添1の別紙「医療従事者等の範囲」を別添のとおり改正することとしました。改正の趣旨は下記のとおりですので、貴会会員にご連絡いただくようお願いします。

引き続き、都道府県が中心となって進める医療従事者等への接種体制の構築につき、格段の御協力をお願いいたします。

記

- 1 医療従事者等の範囲の考え方には変更はございませんが、医療従事者等の具体的な範囲をより明確にするため、2. (1) (対象者に関する留意点)に、以下の3点を追加するもの。
 - (1) 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれること。
 - (2) 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできること。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所と同様に医療従事者等の範囲に含まれること。
 - (3) バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならないこと。

なお、(1)に関連して、日本訪問看護財団宛に別添2の通り協力依頼の通知を発出している。

2 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等の範囲を明確にするため、2. (3)に対象者に関する留意点を追記し、以下の点を補足するもの。

○ 救急隊員等の具体的な範囲は、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる、①救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防非常備町村の役場の職員、⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定)であること。(参考資料:別添3)

(添付資料について)

別添1 「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」(令和3年1月8日付け健健発0108第2号厚生労働省健康局健康課長通知)別添1別紙「医療従事者等の範囲」【改正後全文】

別添2 「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」(令和3年1月29日付け健健発0129第3号厚生労働省健康局健康課長通知)

別添3 「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について」(令和3年1月15日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)